



令和8年度 大田労働基準監督署の行政運営

～働く人と職場の未来のために TOKYO 2026～

大田労働基準監督署の重点対策

東京都最低賃金（時間額 1,226 円）の履行確保のため監督指導を実施し、あわせて各種助成金などの賃金引き上げ支援策の周知・利用促進を行います。

また、中小企業や令和6年度から労働時間の上限規制の対象となった事業場に対しては、引き続き丁寧な対応を行いつつ、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る指導に取り組みます。

「第14次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策等を一層推進します。

労働災害による被災労働者やご遺族からの療養や休業等の労災請求について、迅速・適正な処理を行います。特に、脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患を始めとする業務上疾病にかかる労災請求については、認定基準等に基づいた適正な処理を推進します。

管内概況

大田労働基準監督署の管轄区域は大田区のみで、適用事業場は約2万8500件、約35万人の労働者が就労しています（令和3年経済センサス活動調査による）。

大田区は、京浜工業地帯の中核として、金属製品製造業、機械器具製造業が盛んな「モノづくりのまち」として知られている一方で、管内の事業場数・従業者数では、「卸売、小売業」が最も多く、産業構造の変化のさなかにあります。

臨海部は埋立地からなっており、東京国際空港(羽田空港)をはじめ、平和島・昭和島・京浜島・城南島・令和島には、トラックターミナルやコンテナふ頭、市場など物流施設のほか、工場団地が整備されています。

監督署の組織と主な業務

【方面】

- ・監督指導、司法事件捜査
- ・労働時間相談・支援(労基法の周知)
- ・就業規則、36協定届等の届出の受理
- ・宿日直、解雇予告除外認定等の許可・認定

【労災課】

- ・労災補償給付(療養・休業・障害・遺族等)
- ・労働保険関係成立の届出の受理、労働保険料算定基礎調査等

【安全衛生課】

- ・労働災害防止、職業性疾病防止の指導
- ・工事計画、機械設置等の届出受理・審査
- ・ボイラー、クレーン等の検査
- ・労働者死傷病報告、健康診断結果報告、衛生管理者選任報告等の受理

【業務課】

- ・総務、会計
- ・庁舎管理、文書管理

令和8年度 重点対策の具体的内容

1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

各種情報から1か月の時間外・休日労働時間が80時間を超える長時間労働を行っているあるいはそのような疑いのある事業場に対しては、積極的に監督指導を行います。

また、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、優先的に監督指導を実施します。

2 中小企業等の事業場に対する法令の周知及び支援

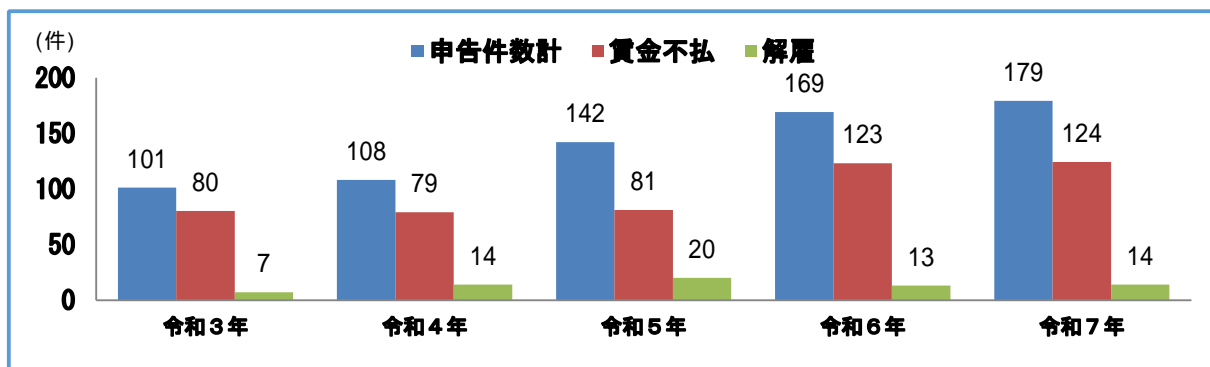
中小企業等に対して労働時間相談・支援班による労働時間に関する説明会を開催するとともに、説明会への参加が難しい事業場に対しては訪問支援を実施し、これらの事業場が十分に法制度を理解し、労働時間の削減や一般労働条件の確保・改善について自主的な取り組みが図られるよう、きめ細かい相談・支援を実施します。

3 法定労働条件の履行確保

事業場において、基本的な労働条件の枠組みをつくり、これを定着させることは重要であり、労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。

そのため管内情勢の把握、収集に努め、解雇、賃金不払等に関し労働基準関係法令上問題のある申告事案については、その早期の解決のため迅速かつ適切に対応します。

申告処理状況



4 労働者の安全と健康の確保対策

(1) 第14次労働災害防止計画に基づく災害発生状況に応じた労働災害防止対策の推進

令和7年の死亡災害は3人で前年同数となり、死傷災害は823人と前年より8.5%の減少となりました(新型コロナウイルススリ患を除く。以下同じ)。建設業、商業、保健衛生業及び接客娯楽業は、前年と比べ減少となっていますが、それ以外の業種においては増加しており、特にハイヤー・タクシー業は29.0%の増加となっています。

14次防の基本目標達成に向け、災害防止団体、業界団体等とも連携のうえ、管内事業場の安全衛生水準の向上を目指します。

(2) 高齢労働者に対する安全衛生対策の推進

高齢労働者の就労が一層進み、労働災害による休業4日以上死傷者のうち、60歳以上の労働者の占める割合の増加が懸念される中、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、令和8年2月10日に公示された「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく労働災害防止対策の周知を図るとともに、指導を実施します。

(3) 過重労働による健康障害防止対策・メンタルヘルス対策の推進

長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施の徹底を図るため、監督指導・個別指導・集団指導等のあらゆる機会を通じ、対策の周知、指導を実施します。また、改正労働安全衛生法に基づく労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施の義務化について周知し、施行日に向けた準備及び実施を勧奨します。

(4) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(ア) 化学物質使用事業場に対し、労働安全衛生法の新たな化学物質規制である労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等、リスクアセスメントの実施及びSDSの入手等作業環境管理の改善につなげる取り組みについて、「全国労働衛生週間」や「化学物質管理強調月間」を活用して周知及び指導を実施します。

(イ) 事前調査調査報告制度を始めとする改正石綿則について、あらゆる機会を通じて周知及びその順守を指導します。また、地方自治体と連携して実地調査やパトロールを行います。

(ウ) 粉じん障害防止対策については、第10次粉じん障害防止総合対策に基づいた措置を指導するほか、適切な呼吸用保護具の使用についても指導を徹底します。

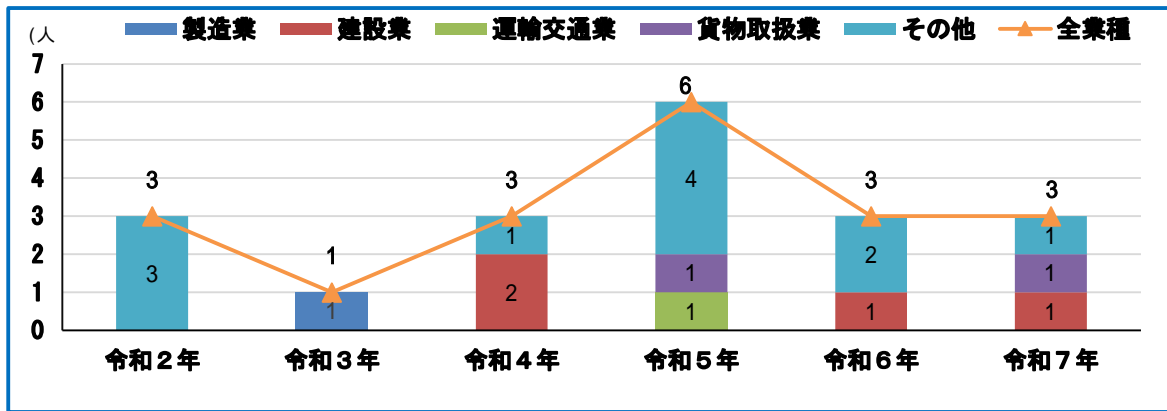
(エ) 一酸化炭素中毒予防対策については、建設業及び飲食店を重点とし、換気の不十分な場所で内燃機関や燃焼設備を使用しないよう指導します。

(5) 職業性疾病予防対策の推進

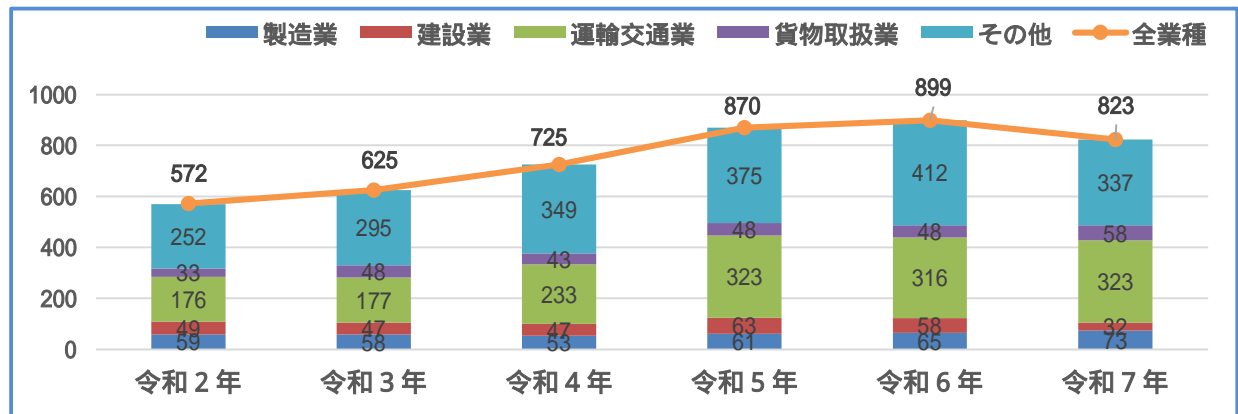
(ア) 腰痛予防対策の推進を図るため、あらゆる機会において「職場における腰痛予防対策指針」の周知を図ります。

(イ) 熱中症予防対策の推進を図るため、夏季になる前の早い時期から「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を踏まえた予防対策の周知及び指導を実施します。

死亡災害の状況



死傷者数の状況



5 迅速・適正な労災補償の実施

労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うほか、被災労働者の円滑な社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護等の社会復帰促進等事業を実施し、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

今年度も、

- ・ 過労死等事案に係る的確な労災認定
- ・ 労災保険給付等の迅速・適正な事務処理の徹底
- ・ 石綿関連疾患の請求事案に係る的確な労災認定

に取り組めます。

また、労災保険請求者、来署された方には、「親切でわかりやすく、迅速な対応」、「公正かつ納得性の高い対応」に努めます。

業務上疾病請求件数の状況

